

# 保険法改正への対応について

## 主な論点の検討②

平成19年12月4日  
金融庁

目次  
＜主な論点の検討②＞

5. 保険募集

6. 保険金支払

7. 損害保険会社に対する先取特権

8. 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

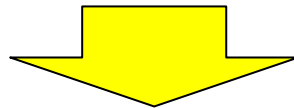
## 5. 保険募集

保険法部会においては、保険契約の募集・締結の際の保険法上の規律の必要性、具体的には、保険契約の募集・締結時の説明義務、損害賠償の特則等について検討されている。

保険業法の分野においては、既に

- ①保険契約の募集・締結時の説明義務、
- ②禁止行為
- ③民事効（クーリング・オフ、所属保険会社の損害賠償責任）

等についての規律が定められている。



保険法においてもそれらの規律を定めることの当否及び定められた場合の保険業法の分野における規制のあり方についてどう考えるか。

## 【保険業法における募集関係の規定】

### ①募集人の責務

#### (a) 説明義務

(保険業法第 100 条の 2、保険業法施行規則第 53 条第 1 項、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—3—5—1 等)

#### (b) 書面交付

(保険業法第 100 条の 2、保険業法施行規則第 53 条第 1 項、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—3—5—1、保険業法第 300 条の 2、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項、同法第 37 条の 4 等)

②禁止行為 (保険業法第 300 条、保険業法施行規則第 234 条、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—3—3、保険業法第 300 条の 2、金融商品取引法第 38 条、同法第 39 条第 1 項等)

### ③民事効

(a) クーリング・オフ (保険業法第 309 条、保険業法施行令第 45 条、第 45 条の 2、保険業法施行規則第 240 条から第 242 条まで)

(b) 所属保険会社等の損害賠償責任 (保険業法第 283 条)

## 【諸外国における状況】

### ○米国（ニューヨーク州保険法）

#### ①募集人の責務

情報提供義務、明示義務（3209条）等

#### ②禁止行為

不実表示、誘導的陳述、不完全な比較（2123条）

差別的取扱、特別利益提供、保険料割引の禁止（4224条）等

#### ③民事効

クーリング・オフ（3203条）

### ○英国（金融サービス機構ハンドブック）

#### ①募集人の責務

情報提供義務、適合性の原則、明示義務、リスク説明義務等

#### ②禁止行為

誘導的説明、虚偽説明、不招請勧誘、合理的手続を経ない乗換等

#### ③民事効

クーリング・オフ

### ○フランス（フランス保険法典）

#### ①募集人の責務

契約前情報等（L112 - 2）、消費者への遠隔地者間販売（L112-2-1、R112-5）、書面等（L112-3）、明示義務（R511-4, R514-1）

#### ②民事効

クーリング・オフ（L132-5-1）

## ○ドイツ

### ① 現行契約法

- ・ 募集人の責務  
非対面販売契約の情報提供義務（48b 条）
- ・ 民事効  
クーリング・オフ（8 条）

### ② 改正草案

- ・ 募集人の責務  
情報提供義務（7 条）
- ・ 民事効  
クーリング・オフ（8 条）

### ③ ドイツ保険監督法、保険事業競争基準

- ・ 募集人の責務  
情報提供義務、明示義務
- ・ 禁止行為  
特別利益、特惠契約、生命保険契約の乗換、虚偽誤解行為等

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制  
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）  
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集  
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）

（社）生命保険協会 調査部  
（財）生命保険文化研究所  
（社）日本損害保険協会 （社）生命保険協会  
（社）日本損害保険協会 （社）生命保険協会

## 【前々回WGにおける発表資料より抜粋】

○保険者からは「募集」になるが、販売・勧誘・契約締結時における規定の明確化と、以下の規定の拡充を求める。

### 1. 「広告規制」の必要性

金融商品取引法の施行にともない、投資性のある金融商品については広告規制が導入された。広告概念を幅広く捉え、基本的な表示事項の明記と有利誤認を与える表示の禁止を盛り込んでいる。金商法施行後、保険広告との差異が際立つ。保険広告についても以下の規制が必要と考える。

- 1) 重要事項の表示の義務付け
- 2) 有利誤認を与える表示の禁止

### 2. 重要事項について「書面交付義務」と「説明義務」を導入すること

金融庁保険検討チームでは、販売・勧誘ルールのあり方について検討を深めた。販売・勧誘時における「契約概要」「注意喚起情報」をとおして重要事項の説明義務を図ろうとした。これらをベースに「重要事項」を明確にし、それらを記載した書面交付義務及び、重要事項についての説明義務を課すべきと考える。

特に、「告知義務」や「通知義務」に関する業者の情報提供義務は大きい。

### 3. 「適合性の原則」の導入

保険検討チームでの検討の結果、「顧客意向確認書面」の導入が図られたが、まだ発展途上の感が否めない。適合性の原則を業法上に明確にし、「顧客意向確認書面」を位置づけるべきだと考える。

### 4. 現行業法の300条における禁止行為に加えて「再勧誘」「判断力不足の悪用」などの禁止規定も導入すべきである。

### 5. 「約款」の位置づけの明確化を図ること

契約後、トラブルになると持ち出されるのが「約款」だ。「約款に書いてあるとおりだ」とする反論が日常的に使われている。現状の「約款」は、事業者が作成したものだが、まず使用されている文言がわかりにくい、そのため適正なものかの判断がつきにくい、事業者有利に作成されていないか気になる、また、同じ文言でも各社により判断基準が違う(内規が存在)。

「約款」は、金融商品取引法でいうところの目論見書の位置づけと同じになるのか、説明すべき「重要事項」なのか、それらを

業法上で明確にすべきである。そのうえで適正なものかどうか、容易に理解できるものになっているのかの規定も必要と考える。

保険証券との整理も必要である。

#### 6. 「告知義務」について

- 1) 告知義務については、「自発的申告義務」から「質問応答主義」の導入が考えられているが、この対応が業法でも必要である。質問応答主義になれば、必ず会話が加わる。これまでのトラブルでも「言った・言わない」が争点になっている。極力、あいまいさを排除することが必要である。
- 2) 告知妨害があった場合のルール of 明確化が図られようとしているが、賛成である。その際、告知妨害等の主体、要件について業法でも規定が必要と考える。
- 3) 告知義務違反を理由とする解除の効果については、「重過失」の判断を極力避けるべきである。「故意」以外は、「過失」の位置づけとし、支払うべき保険金の額を考慮すべきと考える。

#### 7. 「募集人」「代理店」などの位置づけの明確化

生命保険は「募集人」、損害保険は「代理店」等とこれまでほぼ販売ルートは切り分けられていたが、第三分野の商品の登場、また、お互いに子会社を使って、それぞれの商品を扱うようになってきていること、来店型の乗り合い代理店、通信販売、また、銀行での全面窓口販売の解禁が迫るなど、販売(募集)の窓口は多様化している。

- 1) 人材については、内勤職員を含め資格試験などを通じて、一定程度のレベルの確保を恒常的に図ることができる仕組みとすべきである。
- 2) 業務内容に応じた責務規定が必要である。

#### 8. 保険業法における民事効の導入について

保険業法に行政処分のみならず、契約の無効、取消、クーリング・オフ規定、損害賠償請求権など民事効の導入・拡充を図るべきだと考える。その際、クーリング・オフ規定については、契約の不意打ち性にのみ着目するのではなく、長期にわたる高額な契約であることに鑑み、原則として保険商品全般の規定として導入すべきである。

募集時(販売・勧誘時)、契約締結時に義務をかけ、義務違反に対しては損害賠償請求の規定を置くべきである。(保険業法第283条1項の検証も含む)

損害賠償額については「不実告知や断定的判断の提供、不利益事実の不告知等により保障・補償内容を誤認して契約した



場合、消費者が誤認した保障・補償内容に相当する額を被った損害とみなす。」(金融オンブズネット 05. 9提言)と考える。保険はリスクに備えて契約する商品である。支払った保険料の返還にとどまるのでは損害賠償にはならないと考える。保険契約者に課せられた立証責任の負担軽減を図るべきである。(原委員)

- 業法 283 条、294 条、(296 条、299 条、) 300 条 1 項 1~4 号、7 号、309 条は、個々の保険契約における契約者側の私益保護を第一義的な目的とする規律であるので、契約法に移すことを真剣に検討すべきである(将来的には、適合性原則も同様)。

契約前の情報提供義務違反の効果は、契約取消権とするか、または、撤回権の権利行使期間の始期と関連付けるべき。説明義務違反による損害は、因果関係不存在の反証がない限り履行利益賠償に及ぶことを明文化すべき。

309 条の撤回権は、1 項 6 号の「申込者の保護に欠けるおそれがない」の文言が規律を歪めている。撤回権の濫用を前提とした政省令上の例外規定を破棄して規律を見直すべき。(木下同志社大学教授)

- 保険業の発展に応じ柔軟に見直しを行うという観点より、283 条、309 条ともに保険業法に引き続き存置することが適切。(生保協会・松澤委員)

- 募集行為規制は、監督・規制の問題であり、業法固有で検討すればよい。なお、改正保険法の規律との矛盾が生じないよう留意する必要がある。保険法改正の内容に伴い所要の改正が必要となることは考えられる。

例：告知義務の規定改正／使用人の告知妨害の規定新設 (損保協会・村田委員)

## 6. 保険金支払

○ 保険金の支払について、主に以下の点につき新たに保険法において定めることが検討されている。保険法において定められた場合の保険業法の分野における規制のあり方についてどう考えるか。

- ・ 保険金の支払時期
- ・ 保険金支払に関する保険者の責務

○ 現行約款の定め

### 生命保険

請求した日から5日以内。ただし、5日以内に調査が終わらないときは調査終了時

### 損害保険

請求した日から30日以内。ただし、30日以内に調査が終わらないときは調査終了時

## 【諸外国における状況】

### ① 保険金の支払時期

#### ○米国（ニューヨーク州保険法）

生命保険金、年金契約支払金の利息（3214 条）

遅滞に陥るのは生命保険契約若しくは年金契約の死亡保険金（死亡給付金）請求については被保険者若しくは年金受取人の死亡日から、また養老保険契約については満期日から

#### ○英国 保険金の支払時期の定めなし

#### ○フランス 保険金の支払時期の定めなし

#### ○ドイツ

現行契約法

弁済期（11 条）

保険事故及び保険者の給付の範囲の確定のために必要な確認が終了したとき  
（改正草案 14 条も同趣旨）

### ② 保険金支払に関する保険者の責務

#### ○米国（ニューヨーク州保険法）

保険金支払請求に対する不公正な処理・罰則（2601 条）

#### ○英国（金融サービス機構ハンドブック）

速やかかつ公平な支払い、請求書送付、請求手続情報提供、請求案内義務等

○フランス（フランス保険法典）

保険者の義務（L113-5）

約定義務以外の義務を負担しない。

○ドイツ

現行契約法、ドイツ保険監督法には定めがない。

改正草案には傷害保険につき保険者の指摘義務が定められている（178条）。

保険契約者が保険事故の通知をしたとき、保険者は、保険契約者に対し、契約上の請求要件、履行期到来の要件、ならびに遵守すべき期限について、文書方式で指摘しなければならない。この指摘がなされていないときは、保険者は、期限の懈怠を主張することができない。

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制  
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）  
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集  
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）

（社）生命保険協会 調査部  
（財）生命保険文化研究所  
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会  
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会

## 【前々回WGにおける発表資料より抜粋】

- 保険金の請求や支払いについての規定を置くべきだと考える。今回の不払い問題で指摘されたことが起こらないような仕組みづくりを求める。
  - 保険金請求についての説明義務の規定が必要である。
  - 保険金支払いについては、迅速性の観点から、また遅滞の責任を負うものとして時期の明記を求める。期日までに支払うことが困難であれば、その理由の明確な説明を求める。
  - 保険金支払いは、保険契約者による請求主義を旨としているが、事故について請求があった場合、他に支払うべき事由がないかどうかについての通知、説明義務は業者に課すべきである。
  - 「支払われない場合の理由の明示（立証は保険者側にあるとする）」が必要である。予期せぬ不払いが生じないようにすべきである。
  - 支払いに不服がある場合は、不服申し立ての機会を契約者に与えることとすべきである。
  - 告知妨害同様、保険金請求妨害についてもルールの明確化を図るべきである。
  - 「故意」「重過失」の場合は、保険契約そのものが無効とされ、支払った保険料自体も戻ってこない。少なくとも「重過失」の適用には慎重であるべきである。
    - \* 実際、どのような場合を「故意」とし、あるいは「重過失」としているのか、軽過失も含めて、支払い時の適切性（金額等）はどう図られているのか。
  - 「契約前発病不担保条項」については、「告知義務」の範疇で整理すべきである。契約時に告知義務を果たしたと想定しても、「契約前発病不担保条項」が約款に存在することで、保険金の支払いがないことは納得がいかない。
  - 「高度傷害」の認定をめぐるトラブルが増加している。第三分野の保険の伸張によって、こうした医療的知見を必要とする判断基準を求められることが多くなっている。なんらかの規定が必要である。

（原委員）

○ 中間試案の提案は、保険金請求権者側は性悪説、保険者側は性善説に立って試しているように読め、双方向的な誠実・協力義務を採用しようとしていることからみて歪みがある。

その歪みを矯正するために、不当な不払に対する監督と、請求勧奨を実行するための態勢整備義務を業法の下にルール化することが望ましいのではないか。  
(木下同志社大学教授)

○一律的なルール設定ではなく、迅速かつ適切な保険金支払に向け、今後とも各社が自己責任のもと主体的・継続的に態勢整備に取り組んでいくことが重要。  
(生保協会・松澤委員)

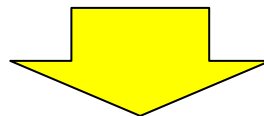
○保険法における「保険金の支払時期」については中間試案の整理が合理的。

保険法を受けた業法・規則等の特別な規律や、監督指針（Ⅱ-3-5-2保険金等支払管理態勢）について、特段の影響は考えられない。  
(損保協会・村田委員)

## 7. 損害保険会社に対する先取特権

保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、保険者の財産に対する一般先取特権の付与が検討されている。

保険業法においては、平成7年の改正前までは生命保険会社のうち株式会社にものみ先取特権が認められていたが、同年の改正で削除された。しかし、平成9年以降相次いだ生命保険会社の経営破綻を受け、さらに、生命保険が一般的に長期保険であり、貯蓄的性格を持っており、社会的にも生命に対する保障という重要な役割を果たしていることなどを踏まえ、平成13年に生命保険会社に対する先取特権を規定した。



損害保険会社に対する先取特権の当否及び保険法に定められた場合の保険業法上の規定のあり方についてどう考えるか。

## 【諸外国における状況】

### ○米国

ニューヨーク州保険法において損害保険会社に対する先取特権の定めはない。

(参考)

ニューヨーク州保険法

清算時の資産配分 (7434 条)

保険契約上の請求権は第 2 順位

### ○英国

金融サービス・市場法において損害保険会社に対する先取特権の定めはない。

### ○フランス

(フランス保険法典)

保険契約債権 (保険金債権および未経過保険料の返戻請求債権) には、保険事業者の動産・不動産上に一般先取特権が与えられる。(L327-2 条)

保険契約債権に与えられる一般先取特権は、裁判費用、保険事業者の従業員の労働債権および生存配偶者の債権には常に劣後する内容となっている。また、保険契約債権については、保険金債権が未経過保険料の返戻請求債権に優先する。(L327-4 条)

### ○ドイツ

現行契約法、改正草案、ドイツ保険監督法には損害保険会社に対する先取特権の定めはない。

(出典) 生命保険事業における各国の監督規制  
ニューヨーク州保険法 (藤田勝利 監訳)  
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集  
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書 (2004) (訳)  
主要国における保険会社の破綻処理制度について

(社) 生命保険協会 調査部  
(財) 生命保険文化研究所  
(社) 日本損害保険協会 (社) 生命保険協会  
(社) 日本損害保険協会 (社) 生命保険協会  
(財) 損害保険事業総合研究所



## 【前々回WGにおける発表資料より抜粋】

○ 生保は、契約をやめたら次の契約に入りにくいという観点から保険契約者の先取特権が認められているが、医療保険、傷害保険などの商品性を考えると、同様なことは、損害保険会社にも認められる。

損害保険会社に対する先取特権を創設すべきである。 (原委員)

○ 損害保険会社に対する先取特権を設けることには反対。

個人・小規模企業である契約者はセーフティネットの保護を受ける。大企業である契約者が個人である一般債権者に優先して保護されるべきか？

2000年6月30日施行の保険業法改正で、生保会社の保険契約者等にのみ先取特権が付与されたが、生命保険の性格・役割に着目され、損保会社の保険契約者の先取特権については必要ないものとして整理されている。 (損保協会・村田委員)

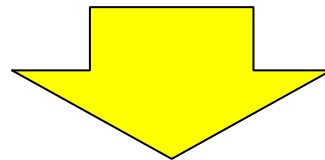
## 8. 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

○ 保険法改正において、傷害・疾病保険契約の位置づけに関して以下の検討がなされている。

- ① 定額給付方式の傷害・疾病保険契約を新たに保険法に定める
- ② 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約については損害保険契約に含める
- ③ 疾病・傷害死亡給付については生命保険契約、傷害・疾病保険契約のいずれかに位置づける

なお、保険業法においては、

- ① 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険契約に含めず、定額給付方式のものとまとめて第三分野保険として規定。
- ② 第三分野保険の中に傷害死亡給付を含め、他方、疾病死亡給付については生命保険に含めている。



保険業法の規定と保険法において検討されている規定との差異が発生しうるが、この点についてどう考えるか。

## 【傷害・疾病保険の分類状況】

		現行商法	中間試案	保険業法
傷害・ 疾病 給付	定額給付方式	規定なし	傷害・疾病保険 (新設)	傷害・疾病保険 (第三分野)
	損害てん補方式	損害保険	損害保険	
傷害死亡給付 (定額給付方式)		規定なし	生命保険 or 傷害保険	生命保険
疾病死亡給付 (定額給付方式)			生命保険 or 疾病保険	

なお、保険法改正において、他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約における被保険者の同意に関して以下の検討がなされている。

- ① 原則として被保険者の同意を契約の効力要件とする
- ② a 被保険者が傷害又は疾病によって死亡した場合にのみ保険金を支払う契約以外の契約(被保険者の生存中に保険金を支払うことを定める契約、被保険者の生存中及び死亡時に保険金を支払うことを定める契約)であり、  
かつ、  
b 被保険者(被保険者の死亡時に支払われる保険金にあつては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人に指定されるときは、  
被保険者の同意を契約の効力要件とはしない。

【法制審議会保険法部会資料 21】

## 【諸外国における状況】

### ○米国

ニューヨーク州保険法においては、傷害・疾病保険について定額給付方式と損害てん補方式の区別はされておらず、傷害死亡給付は「傷害医療保険」（1113条）に位置づけられている。

### ○英国

金融サービス・市場法においては規定されていないが、その政令である2001年規制業務命令においては、定額給付方式と損害てん補方式をまとめて、傷害保険ないし疾病保険とし、いずれも損害保険の中に位置づけられている。

### ○フランス

フランス保険法典においては、傷害・疾病保険には定額給付方式、損害てん補方式及び両方式併用のものがあるとされている（R321-1）。

### ○ドイツ

現行契約法、改正草案においては、傷害・疾病保険は損害保険とは別章で定められており（疾病保険は生命保険と同一の章に位置づけられている。）、いずれも人保険に位置づけられているが、定額給付方式と損害てん補方式の区別はされていない。

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制  
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）  
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集  
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）

（社）生命保険協会 調査部  
（財）生命保険文化研究所  
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会  
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会

## 【前々回WGにおける発表資料より抜粋】

○第三分野における規定の創設は必要である。商品設計、重要事項の説明義務、告知のあり方、支払い基準の適切性及び明確化の、いずれの項目においても、これまでの業法を超えたきめ細かな規定が必要である。

第三分野の保険商品については、上記のいずれの段階においても、いまだ基本的な医療などに関する知見が欠けている。業者の知見についての規定が必要と考える。 (原委員)

○保険法上の「保険」の定義や傷害・疾病保険の位置付けの如何にかかわらず、現行保険業法の枠組みを維持する方向で検討すべき。 (生保協会・松澤委員)

○保険法における傷害・疾病保険契約の規律と保険業法のいわゆる「第三分野」の規律とは、規律の目的が異なる別の概念である。

したがって保険法における「傷害・疾病保険契約」の規律の内容如何にかかわらず、現行業法第3条(免許)の業務領域の規律に影響はないものと理解している。 (損保協会・村田委員)

以 上